

洛西“SAIKO”プロジェクト推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 洛西地域の中核となる洛西ニュータウンの再生を図るとともに、洛西地域全体の働く場の創出、移住・定住の促進、子育て環境や生活利便性の向上等の活性化の方策に係る総合的な調整を図るため、洛西“SAIKO”プロジェクト推進本部（「持続可能な洛西地域のまちづくり」推進本部（以下「推進本部」という。））を置く。

(構成)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 総合企画局長
- (3) 総合企画局都市経営戦略担当局長
- (4) 行財政局財政担当局長
- (5) 産業観光局長
- (6) 都市計画局長
- (7) 都市計画局都市政策担当局長
- (8) 都市計画局住宅政策担当局長
- (9) 建設局長
- (10) 西京区長
- (11) 洛西担当区長
- (12) 交通局次長
- (13) 教育次長
- (14) 前各号に掲げる者のほか、副本部長が必要と認める本市関係職員

(本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は主管副市長とし、副本部長は都市計画局長及び洛西担当区長とする。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる者が推薦する実務者をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、都市計画局まち再生・創造推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。